

LEC 社会保険労務士講座／テキスト・レジュメ訂正情報

全日本社労士公開模試 第1回〈2024年版〉

(2024年度合格目標 全日本社労士公開模試 第1回 教材)

(2024/06/05 現在)

2024年合格目標 全日本社労士公開模試 第1回の教材（問題冊子及び解答解説冊子）におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。コードは教材裏表紙のバーコード下に記載しております。

-
- 2024/05/14 更新分… p.1～2
 - 2024/05/28 更新分… p.3～4
 - 2024/06/05 更新分… p.5
-

【2024/05/14 更新分】

択一式試験問題 (RU24588)

| | 訂正箇所 | 訂正内容 | |
|----|-------------------------------------|--|--|
| | | 訂正前 | 訂正後 |
| 訂正 | P60 前頁から続く 【問 9】 E肢 1行目 | E 昭和 <u>36</u> 年4月15日 生まれの者が63歳に達 した令和 <u>6</u> 年4月に老齢 基礎年金の支給繰上げの 請求をした場合の当該老 齢基礎年金の減額率は、 … | E 昭和 <u>37</u> 年4月15日 生まれの者が63歳に達 した令和 <u>7</u> 年4月に老齢 基礎年金の支給繰上げの 請求をした場合の当該老 齢基礎年金の減額率は、 … |

【上記訂正に伴う成績処理の変更について】（※2024.5.14 現在）

上記問題文の訂正に伴い、「択一式問題 国民年金法 問9」につきましては、解答を「全員正解」として成績処理を行うこととなりました。詳細は後日当該模試の解答受付後にスコアオンライン (ScoreOnline) にて Web 上で閲覧可能となります総合成績表※にて案内いたしますので併せてご確認願います。

※成績表の郵送オプションをお申し込みの場合は、総合成績表は個人成績表と共にご自宅に郵送いたします。

【解答・解説】(RU24590)

| | 訂正箇所 | 訂正内容 | |
|----|----------------------------|--|--|
| | | 訂正前 | 訂正後 |
| 訂正 | P186 〔問 9〕 E肢 1行目 | E 昭和 <u>36</u> 年4月15日 生まれの者が63歳に達 した令和 <u>6</u> 年4月に老齡 基礎年金の支給繰上げの 請求をした場合の当該老 齡基礎年金の減額率は、 … | E 昭和 <u>37</u> 年4月15日 生まれの者が63歳に達 した令和 <u>7</u> 年4月に老齡 基礎年金の支給繰上げの 請求をした場合の当該老 齡基礎年金の減額率は、 … |
| | 訂正箇所 | 訂正後 | |
| 訂正 | P187 〔問 9〕 E肢 解答・解説 | ※下記に差し替え（下線部が訂正（追加）部分） | |

E 誤 繰上げ支給の老齡基礎年金に係る減額率は、1,000分の4に当該老齡基礎年金の支給の繰上げを請求した日の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう。したがって、本肢の老齡基礎年金の減額率は、「9.6%」(=4/1,000×24月)である(令12条1項)。

なお、昭和37年4月1日以前生まれの者に係る老齡基礎年金の支給繰上げに係る減額率は、「1,000分の5」に当該老齡基礎年金の支給の繰上げを請求した日の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう(令附則2条2項(令3.8.6政令229号))。

【2024/05/28 更新分】**択一式試験問題 (RU24588)**

| | 訂正箇所 | 訂正内容 | |
|----|------------------------------------|--|--|
| | | 訂正前 | 訂正後 |
| 訂正 | P2 前頁から続く 【問 1】 オ肢 1行目 | オ 契約により <u>年棒制</u> で 賃金が支払われる労働者 においては、… | オ 契約により <u>年俸制</u> で 賃金が支払われる労働者 においては、… |

【解答・解説】(RU24590)

| | 訂正箇所 | 訂正内容 | |
|----|---------------------------------|---|---|
| | | 訂正前 | 訂正後 |
| 訂正 | P38 【問 1】 オ肢 1行目 | オ 契約により <u>年棒制</u> で賃金が支払われる労働者においては、… | オ 契約により <u>年俸制</u> で賃金が支払われる労働者においては、… |
| 訂正 | P39 【問 1】 オ肢 解答・解説 1行目 | オ 誤 契約により <u>年棒制</u> で賃金が支払われる労働者においても、… | オ 誤 契約により <u>年俸制</u> で賃金が支払われる労働者においても、… |

【2024/06/05 更新分】

【解答・解説】(RU24590)

| | 訂正箇所 | 訂正内容 |
|----|-------------------------|----------------------|
| | | 訂正後 |
| 訂正 | P27 選択式 問6 問題3 解説 | ※下記に差し替え（二重下線部が訂正部分） |

本問3は、育児休業等期間中の保険料免除に関する問題であり、健康保険法159条1項からの出題である。

育児休業等を開始した日の属する月と当該育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合、当該育児休業等を開始した日の属する月から当該育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの標準報酬月額に係る保険料は免除されるが、育児休業等の期間が1月以下である者については、その月の標準賞与額に係る保険料は免除されない。

したがって、令和6年4月10日に賞与が支給された被保険者が、同月12日から同月30日まで育児休業等を取得した場合、事業主が保険者等に申出をすることにより、令和6年4月の標準報酬月額に係る保険料は免除されるが、令和6年4月10日に支給された賞与について算定された標準賞与額に係る保険料は免除されない。

以上